

「ROOMS」利用規約

株式会社カブト（以下「甲」といいます）は、この利用規約（以下「本利用規約」といいます。）に基づき契約者（以下「乙」といいます）に対し、ROOMSを提供します。

第1条（定義）

本利用規約において使用する用語の定義または意味は、以下の通りとします。

- (1) 「本サービス」とは、甲が乙に提供する ROOMS の機能・サービス全てをいいます。
- (2) 「本契約」とは、本サービス利用契約をいいます。
- (3) 「利用申込書」とは、乙が甲に対して本契約の申込みを行うために必要な資料として、甲が乙に作成を求める、甲所定の WEB サイト上の申込フォーム及び申込書の総称をいいます。
- (4) 「御契約内容確認書」とは、利用申込書の内容に基づき、甲が、ご利用ルーム数、ご利用期間、料金等を記して作成する書類をいいます。なお、本契約において、御契約内容確認書の定めと本利用規約の定めが矛盾抵触がある場合には、御契約内容確認書の定めが優先して適用されます。
- (5) 「ユーザー」とは、乙が指定した本サービスの利用者をいいます。
- (6) 「企業用アプリケーション」とは、甲が構築した乙専用の ROOMS 利用にかかるアプリケーションプログラムの総称をいいます。
- (7) 「企業管理者」とは、甲との連絡窓口となる乙の代表管理者で、企業用アプリケーション内において、ユーザー登録やログイン権限の付与等、全ての権限を有した者をいいます。
- (8) 「管理者」とは、企業管理者が指定した管理者で、企業用アプリケーション内において、企業管理者と同等の権限を有した者をいいます。
- (9) 「ルーム」とは、本サービスで提供されるオンライン上の仮想会議室をいいます。
- (10) 「原権利者」とは、甲に対し、「ROOMS」にかかるライセンスを許諾する原ライセンス権者をいいます。

第2条（サービス概要）

本サービスは契約ルーム数や登録可能ユーザー数等に応じて課金される有料のサービスです。本サービスの概要は、以下各号に定める通りです。

- (1) 甲は、乙専用の企業用アプリケーション（商品名：ROOMS）を構築し、企業管理者用アカウント（以下「企業管理者アカウント」といいます）の発行とサービス利用申込に応じたルーム数等を設定します。
- (2) 甲は、乙専用の企業用アプリケーションを通じて、その他各種付加サービス（以下「付加サービス」といいます）を提供します。

(3) 乙は、企業用アプリケーションを通じて、利用者を指定してユーザーとして登録し、当該ユーザーに ROOMS 利用アカウント（以下「利用アカウント」といいます）を発行し、ログイン権限を付与することができます。この登録されたユーザー数は、契約ルーム数とは別に上限が設けられ、その数は甲との契約内容に準拠します。

第3条（サービス利用規約の変更）

1. 甲は、本利用規約を変更する必要があるときには、あらかじめ変更内容及び効力発生時期を示して、20 日の予告期間を定めて乙に通知することにより、随時相当な変更をすることがあります。なお、この場合には、変更後の本利用規約が本契約に当然に適用されるものとします。
2. 前項の定める通知は、甲が運営するウェブサイトまたは企業用アプリケーションに掲載する方法に行います。なお、当該通知は、乙が実際に閲覧したか否かは問わず、乙が当該通知を閲覧ないし認識することが客観的に可能になった時点において到達したものとみなします。
3. 本利用規約の変更により、利用者に損害が生じたとしても、甲は一切の責任を負いません。

第4条（本サービスの申し込みと事実表明）

1. 本サービスの利用契約の締結を希望する者（以下「申込者」といいます）は、甲所定の方式により、利用申込書に必要事項を記載または入力して、本サービスの利用を申し込むものとします。なお、申込者は同利用申込をもって、本利用規約に同意したものとみなします。
2. 申込者は、本サービス利用申込にあたり、利用申込書に記載した各種情報（以下「登録情報」といいます）について、甲に対し、次の事項を表明し、これを保証します。
 - (1) 本サービス申込において申込者が記載した事実は、完全かつ正確であること。
 - (2) 申込者による本サービスの利用は、第三者の如何なる権利も侵害しないこと。
 - (3) 本サービス利用にあたり、申込者が違法及び不正な目的または意図をもっていないこと。
 - (4) 本サービスの利用にあたり、申込者が本規約等に違反する目的または意図をもっていないこと。
 - (5) 本サービスの利用にあたり、申込者が類似サービスの開発及び調査の意図をもっていないこと。
3. 第1項の利用申込に対し、甲が所定の方法により承諾した時点をもって、申込者と甲との間で本契約が成立するものとします。但し、当該利用申込が以下の各号にあたる場合には、甲は利用申込を承諾しないことがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 当該申込者が、過去に本サービスに関する債務の履行を怠り、または利用規約等に違

反したことがあるとき

(2) 申込者が提供した登録情報または前項に定める事実表明に虚偽の事項があるとき

(3) 申込者に対する本サービスの提供の前提となるサブライセンス権の許諾が、現権利者から得られなかったとき

(4) 第 27 条に定める反社会的勢力等である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして甲が判断した場合

(5) その他申込者に本サービスを提供することが不適切であると甲が判断したとき

4. 甲は、本契約の成立後、すみやかに乙と協議し、御契約内容確認書を作成して、乙に送付します。

5. 御契約内容確認書の記載に訂正または変更が必要なときは、乙は、御契約内容確認書の受領後 7 日以内に、甲に対し訂正を求めるものとします。この場合甲は、速やかに乙と協議の上、御契約内容確認書の訂正を行い、訂正済みの御契約内容確認書を乙に送付するものとします。

6. 甲は、御契約内容確認書の送付後、速やかに乙専用の企業用アプリケーションを構築し、乙に企業管理者アカウントを発行するものとし、同時点をもって、乙は本サービスを本利用規約に従って利用できるようになります（以下、乙が本サービスの利用を開始できるようになった日を「利用開始日」といいます。）。ただし、乙が本サービスのトライアル利用その他の事情により、既に企業管理者アカウントの発行を受けている場合には、甲による御契約内容確認書の発送日を本サービスの利用開始日とします。

7. 乙は、甲の承諾を得てルームの数やオプションを追加し、または機能等を変更することができます。この場合、甲は速やかに御契約内容確認書を変更した上で乙に送付するものとします。変更後の本サービスについては、かかる御契約内容確認書の発送日を利用開始日とします。

第 5 条（登録情報の変更）

1. 乙は、商号、名称、本店所在地、または連絡先その他御契約内容確認書における乙にかかわる事項に変更があるときは、甲の定める方法により、遅滞なく甲に通知するものとします。

2. 甲は、御契約内容確認書に記載のある登録情報を基準として本サービスを提供するものとし、乙が前項の通知を怠ったことを理由に乙に損害が生じたとしても、甲は一切の責任を負いません。

第 6 条（データの利用について）

甲は、乙が本サービスを利用する上で、乙が本サービス内に保管した資料等のデータ及び乙が行った操作を記録したログデータ等、クラウドサーバー上に保管される本サービスに関

連した全てのデータを、本サービスの提供に関連する目的で利用することができ、乙は、当該利用が本サービスの提供に関連する目的によるものである限り、異議を述べないものとします。

第7条（アカウントの管理義務）

1. 乙は、乙の役員、従業員、その他乙に所属する者に対してのみ、ユーザー登録及び利用アカウントの発行ができるものとし、第三者への利用アカウントの発行、同アカウントの貸出、またはその他の方法により第三者に本サービスを利用させることはできません。
2. 乙は、本サービスの利用アカウントが不正に使用されないように、利用アカウントについて適切に管理する責任を負うものとします。
3. 第三者が乙の発行した利用アカウントを用いて本サービスを利用した場合、乙の帰責性の有無に関わらず、当該第三者の利用行為は乙の行為とみなし、かかる第三者の利用について、乙は甲に対し、利用料金の支払いその他利用に関連する一切の債務を負担するものとします。
4. 第三者が乙の発行した利用アカウントを用いて本サービスを利用したことにより、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対し、当該損害の賠償を求めることができます。
5. 前項に関わらず、乙が本条第1項に違反し、第三者に対する利用アカウント発行、貸出または共有使用を行った場合、乙は、甲に対し、当該利用アカウントの累計利用期間に対応する本サービスの利用料金相当額を違約金として支払うものとします。

第8条（本サービスの料金及び支払方法）

1. 乙は、御契約内容確認書の定めに従い、本サービスの利用料金を、請求書指定の支払期日までに支払うものとします。なお、振込手数料その他料金の支払いに要する費用は、乙が負担するものとします。
2. 甲は、経済事情の変動または本サービスの業務内容の変更、拡張等によって本サービスの料金を変更する必要がある場合には、乙へ事前に通知することにより、本サービスの料金を改定することができるものとします。
3. 本利用規約等に別段の定めがある場合を除き、本契約が解除その他いかなる理由で終了した場合においても、甲は受領した本サービス料金を返還する義務を負わず、乙は支払義務の生じた利用料等の支払いを免れないものとします。
4. 乙が本サービスの料金その他本契約に基づく債務の支払いを所定の弁済期を経過しても履行しないとき、または乙が本利用規約第15条（本サービスの契約解除等）各号に定める事由に該当した場合、乙は、本契約に基づいて負担する債務について期限の利益を失うものとし、期限の利益喪失の日から完済日での期間について、年14.6%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとします。

第9条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立の日から御契約内容確認書記載の契約期間満了日までの期間とします。ただし、甲乙にいずれかから期間満了の60日前までに別段の意思表示のないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以後もまた同様とします。

2. 乙は、本契約の有効期間中に、任意に本契約を解約することはできません。ただし、乙が甲に対し、本契約の有効期間満了の日までの残期間に対応する本サービスの利用料金相当額及びその消費税相当額を一括して支払う場合には、甲は、本契約の合意解除に応じるものとします。

3. 前項に関わらず、乙は、本契約の成立から利用開始日までの間に限り、本契約に定める本サービスの月額料金の3か月分相当額を支払うことで、本契約を任意に解約できるものとします。

第10条（契約終了時の取扱い）

乙と甲との間の本サービス利用契約が終了した場合、乙は、本サービスの利用に関する一切の権利を失うものとし、乙の企業管理者アカウント及び乙の発行した利用アカウントに紐づく一切の情報（プロフィール、ルーム予約情報、接続履歴、格納資料等）は、甲の判断により、契約終了日をもって全て削除することができるものとします。なお、削除された当該情報は、いかなる場合においても復元・提供することはできず、これにより乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負いません。

第11条（サービスの変更）

1. 甲は、甲の裁量により、乙に事前に通知をすることなく、本サービスの一部の内容を追加または変更することができます。甲は、本条に基づく本サービスの追加または変更により、変更前の本サービスの全ての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

2. 甲は、本サービスの変更によって乙に損害が発生した場合においても、一切の責任を負いません。

第12条（本サービスの停止等）

1. 甲は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部について、提供を中断または一時停止することができます。

(1) 本サービスの提供に必要な通信設備、サーバー、コンピューター・システムその他の設備について、点検、保守、修繕工事その他の管理・工事を行う場合。

(2) 運用上、技術上の理由でやむを得ない場合。

(3) 火災、停電、天災地変、疫病の蔓延、社会的脅威その他の不可抗力、原権利者の責め

に帰すべき事由に基づく理由等、甲の責めに帰すことのできない理由によって本サービスの運営ができなくなった場合。

(4)乙が本利用規約その他に定める義務に違反し、甲が本サービスの一時的な中断または停止が必要と判断した場合。

2. 本条に基づく本サービスの提供の中断または停止により、乙又はその他の第三者に損害が生じたとしても、甲は一切の責任を負わないものとします。

第13条（本サービスの廃止）

1. 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって本契約の全部または一部を解約することができるものとします。

(1)廃止日の90日前までに乙に通知した場合

(2)天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

(3)甲と原権利者との本サービスにかかるサブライセンス契約が終了した場合

2. 前項に基づき本サービスの全部または一部を廃止する場合であっても、乙が甲に支払った利用料金は、いかなる事由によっても返金しません。

第14条（免責事項等）

1. 本サービスは、乙の責任において利用されるものとし、本利用規約26条第1項及び第2項に定める場合を除き、甲は、乙が被った損害について、乙の利用の内容及びその利用結果並びに本サービスの利用またはサーバーやソフトウェア等の不具合その他いかなる事由による場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

2. 乙は、デバイス、ブラウザ、その他のご利用環境の違い等により、本サービスの表示外観上の差異や、表示不能な情報が生じることがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

3. 天災、事変その他不可抗力により本サービスを提供できなかった場合、甲は、一切その責任を負わないものとします。

4. 甲は、次の各号のいずれかに起因して乙が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。

(1)乙が本利用規約または本契約に定める義務を怠ったことにより利用者が被った損害

(2)利用アカウントの偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故により乙が被った損害

(3)本利用規約に定めに基づいて、甲が本サービスに関する乙のデータを削除したことにより乙が被った損害

(4)その他、甲の責めに帰すべからざる事由に基づいて乙が被った損害

5. 乙は、本サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からのクレーム、請求等がなされた場合には、自己の責において解決するものとし、甲は一切の責を負わないものとします。また、乙が本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき

事由で第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

6. 本サービスを利用して乙が提供または伝送する情報については、乙の責任で提供されるものであり、甲はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
7. 乙は、自己の費用と責任において、甲が定める条件に合致する、本サービスの利用に必要な設備・環境準備し、当該設備・環境（以下「利用者設備」といいます。）を維持、管理するものとします。利用者設備、本条に定めるインターネット接続または本サービス利用のための環境の瑕疵に起因して、乙が本サービスの利用ができなかったとしても、甲は一切の責任を負わないものとします。

第 15 条（本サービスの契約解除等）

甲は、乙について次に掲げるいずれかの事由に該当すると判断する場合、何らの催告、通知をせずに、乙に対する本サービスの提供を中止もしくは停止し、または催告をせずに本契約を解除することができます。この場合、本サービスの中止もしくは停止または本契約の解除により乙に損害または不利益等が生じたとしても、甲は一切の責任を負わないものとします。

- (1)本利用規約等を含め、本契約に違反した場合。
- (2)利用申込書等に虚偽の記載があった場合または利用申込時の事実表明に虚偽があった場合。
- (3)利用申込において著しい誤解を招く情報、または本契約の締結において重要な情報を隠した場合。
- (4)法令に違反した場合。
- (5)第三者を誹謗中傷した場合、知的財産権、既存のドメインに対する権利、その他の権利を侵害した場合、または、第三者からの当該権利侵害行為の申出について、甲が期間を定めて釈明を求めたにもかかわらず、これに対応しない場合。
- (6)本サービスの利用料その他本契約に定める乙の債務を滞納した場合。
- (7)本サービスの評価または信用を意図的に毀損した場合。
- (8)手形、小切手の不渡りのため手形交換所の取引停止処分を受けたとき、またはこれ類する事態が生じた場合。
- (9)監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けた場合。
- (10)仮差押、仮処分、強制執行等を受けた場合。
- (11)支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥りまたは破産手続、会社更生手続及び民事再生手続、特別清算手続等の倒産処理手続の申立てに至る事由を生じ、またはこれらの申立てを受けもしくは自らこれらの申立てをした場合。
- (12)本サービスと類似したサービスの開発または調査の意図をもっていた場合。

(13)第 23 条（機密保持）の確約に違反した場合。

(14)第 16 条（禁止事項）に違反した場合

(15) その他、個別業務の遂行が困難になるおそれありと判断に至る相当の事由が生じた場合。

第 16 条（禁止事項）

1 乙は本サービスの利用に関して、次の各号の行為を行わないものとします。

(1)甲もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、
または侵害するおそれのある行為

(2)本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為

(3)本契約または本利用規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為

(4)法令もしくは公序良俗に違反し、または甲もしくは第三者に不利益を与える行為

(5)他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

(6)詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為

(7)わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する
行為

(8)無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為

(9)第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(10)ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

(11)無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が
嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為

(12)第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行
為、または与えるおそれのある行為

(13)甲による本サービスの運営、維持を妨げ、または本サービスの提供に支障を及ぼす
行為

(14)本サービスにおいて、個人情報を掲載、送信する行為

(15)企業用アプリケーションその他のシステムに対するリバースエンジニアリングそ
他の解析行為

(16)面識のない異性との出会いを目的とした行為

(17)前各号のいずれかに該当することを知りつつ、当該行為を助長する行為

(18)その他、当社が不適切と判断する行為

2 乙は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに甲に通知するものとします。

3 甲は、本サービスの利用に関して、乙の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであること、または乙等の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情

報であることを知った場合、事前に利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、甲は、乙の行為または乙が提供または伝送する情報を監視する義務を負うものではありません。

第17条（サービスレベル）

1. 甲は、別途定めるサポート窓口において、原則として土・日・祝日及び年末年始などの甲指定休日を除く平日（以下「営業日」といいます）の9:30～18:00までの時間帯において、次に定める事項のお問い合わせに対応します。ただし、対応は原則としてメールまたは本サービス上の問い合わせフォームにて行い、電話・訪問・郵便でのサポートは提供しません。
 - ①技術・業務的質問に対する回答
 - ②障害対応の為に技術支援
 - ③その他、甲が特に定める業務
2. 前項に定める業務には、次の各号の作業は含まれないものとします。
 - (1)甲又は甲の指定する者以外の者による補修、改変、機能追加その他これらに関連する作業を行ったことにより生じた障害にかかる技術質問に対する回答及び技術支援
 - (2)サーバーの瑕疵、故障等を原因として生じた障害にかかる技術質問に対する回答及び技術支援
 - (3)乙の責に帰すべき事由により生じた障害にかかる技術質問に対する回答及び技術支援
 - (4)天災地変その他甲乙いずれの責にも帰すことができない事由により生じた障害にかかる技術質問に対する回答及び技術支援
3. 甲は、本サービスの利用に伴い、乙専用の企業用アプリケーションを構築し、サービスの提供のみを行います。本サービスを利用するための利用者設備は乙が準備するものとし、当該利用者設備の種類により本サービスの表示速度や画質の低下や障害等が生じても、甲は一切の責を負わないものとします。
4. 本サービスの提供地域は、本利用契約及び本規約で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第18条（競業避止義務）

1. 乙は、ブラウザを同期させる技術を用いたリモートシステムを基に、本サービスに類似するサービスを自ら開発せず、または関連会社等に開発させないこと、あるいは、本サービスに類似するサービスを用いた営業等（代理店・販売店などとして本サービスに類似するサービスの販売の斡旋・取次等を行うことを含む）を行わないことに同意します。
2. 乙は、自ら、本サービスの利用者として指定したユーザーに対しても、前項と同様の義務を負わせるものとします。

第 19 条（第三者との紛争解決）

乙は、本サービスの利用、本利用規約等に違反したことなどを原因として、第三者との間で紛争等が生じた場合、自らの責と一切の費用負担において当該紛争を速やかに解決するものとします。なお、甲は当該紛争に関して、一切の責を負わないものとします。

第 20 条（変更届出）

1. 乙は、企業名及び企業管理者名・住所・電話番号・メールアドレス等、その他申込に際して甲及び原権利者に提供した事項に変更があったときには、ただちにその情報を提供した甲に届け出るものとします。
2. 甲は、前項の届出があった時は、その届出のあった事実を証明する書類を提示させることができます。
3. 第 1 項に定める事由があるにもかかわらず、乙が第 1 項の届出をしない場合には、本規約に定める甲の義務の履行に際し乙に通知する必要がある場合においても現実に乙が甲に提供した乙の住所・電話番号・メールアドレスなどの連絡先に対し通知すれば甲の義務の履行として足りるものとみなし、第 1 項に定める届出がないことによって当該通知が乙に到達しなかったとしても、当該通知を発したときに乙に到達したとみなします。

第 21 条（譲渡の禁止）

乙は、甲が事前に承諾した場合を除き、本契約上の地位または本サービスの利用に関連する一切の権利または義務について、第三者に譲渡、承継、担保設定その他の処分をすることはできないものとします。

第 22 条（事例の公開）

甲は、乙からの特段の申し入れがない限り、乙の会社名を本サービス導入企業として公開することができるものとします。

第 23 条（機密保持）

1. 甲及び乙は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本契約及び本利用規約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 前各項の定めにかかわらず、甲及び乙、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、甲及び乙は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
 - 3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 - 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製または改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、利用者及び甲は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
 - 5 前各項の規定に関わらず、甲が必要と認めた場合には、再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、甲は再委託先に対して、本条に基づき甲が負う秘密保持義務と同等の義務ものを負わせるものとともに、再委託先の本サービス遂行に係る行為について責任を負うものとします。
 - 6 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第 4 項に基づき相手方の承諾を得て複製等、または改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が利用者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
 - 7 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

第 24 条（個人情報）

1. 甲は乙の提供する個人情報について、個人情報保護法及び甲の定めるプライバシーポリシーの定めに従って取り扱うものとします。
2. 甲は、本利用契約の終了後も、プライバシーポリシー記載の利用目的の範囲内で乙及び利用者の個人情報を利用できるものとします。

第 25 条（再委託）

1. 甲は、本サービスの構築・保守等本サービスの提供にかかる一切の業務につき、その一部または全部を甲の責任において第三者に再委託できるものとします。この場合は、甲は委託先に対して、本契約と同様の義務を負わせ、一切の責任は甲に帰属します。
2. 甲は、本サービスのサーバー運用等の業務につき、データセンター事業者に委託を行う場合があります。この場合は、甲は委託先に対して、本契約と同等の義務を負わせ、一切の責任は甲に帰属します。

第 26 条（損害賠償）

1. 甲は、本サービスの提供にあたり、自らの故意または重過失により、本サービスの提供をしなかったときは、乙が本サービスの全ての機能が利用できない状態（以下本条において「全利用機能」といいます。）にあることを甲が知った時刻から起算して、1日間の全部についてその状態が連続したときに限り、乙の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、甲は、全利用機能が利用できない状態にあることを甲が知った時刻以後の1日の利用時間の全部について、乙が全利用機能を利用できなかった日数に対応する本サービスの月額利用料及び月額利用料に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。なお、当該日数に対応する月額利用料の算定に当たっては暦月・暦日数に応じて日割します。
2. 乙が本利用規約等に違反し、または本サービスの利用に関連して、甲に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償する責を負うものとします。
3. 法人またはその他の団体（以下「法人等」といいます）が、当該法人等に所属する個人を申込者として本サービスの利用を申し込み、本契約が締結された場合には、その利用態様いかんを問わず、当該法人等を契約者とみなします。その場合において、当該個人が本利用規約等に定める事項に違反したことにより甲が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人等に所属しているか否かに関わらず、当該法人等が当該損害を賠償する責を負うものとします。
4. 乙が本サービス利用により第三者と紛争になった結果、甲が当該第三者より請求または要求を受けた場合、乙は、乙の責任の下で一切の処理を行い、甲に迷惑をかけないものとします。万一当該乙の利用による紛争の結果、甲が当該第三者に対し損害賠償義務を負い、かかる請求もしくは要求に対応する費用（弁護士費用等含む）を負担した場合、乙は、その損害額及び費用を甲に補償するものとします。なお、甲は、かかる損害について、乙に対し事前に求償しうるものとします。

第 27 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らの取締役、監査役及び執行役員等の業務執行について重要な地位にあるもの、並びに出資者（併せて以下「役職員等」）が、以下の各号に定めるもの（以下「反

社会的勢力等」)に該当しないことを表明し、保証するものとし、かつ将来に亘っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号。）第2条において定義されるもの）。
- (2) 暴力団の構成員（準構成員を含みます。以下同様）、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (3) 暴力団関係企業または本項各号に定める者が出資者または業務執行について重要な地位にある団体もしくはこれらの団体の構成員。
- (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの団体の構成員。
- (5) 暴力団または暴力団の構成員と密接な関係を有する者。
- (6) 前各号に準じる者。

2. 甲及び乙は、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとし、かつ将来に亘っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害等を加える目的をもってするなど、暴力団等を利用して認められる関係を有すること
- (4) 自己または役職員等が暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 自己または役職員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) 前各号に準じる関係を有すること

3. 甲及び乙、自ら、または第三者を通じて以下の各号の何れかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとしします。

- (1) 暴力的な行為。
- (2) 法的な責を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて、甲の信用を毀損し、またはこれらの者の運営にかかる業務を妨害する行為。
- (5) 暴力団等が役職員等となり、または前項各号に該当する行為。
- (6) 前各号に準じる行為。

4. 乙が前3項に違反し、または違反すると客観的かつ合理的に見込まれるときは、甲は、通知・催告その他の手続きを要することなく、本契約を解除することができるものとしします。

5. 前項によっては、甲の乙に対する損害賠償は何ら妨げられないものとしします。

第 28 条（分離可能性）

本利用規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本利用規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された既定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとしします。

第 29 条（準拠法）

本契約及び本利用規約は、日本法に基づき解釈されるとします。

第 30 条（専属的裁判管轄）

甲と乙との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022 年 11 月 12 日 制定